



プラタナス

ヒポクラテスは、プラタナスの樹の下で弟子たちに医学を説いたといわれる

石綿に関する現在の 問題点とは？



名取雄司

◎なとり ゆうじ
中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長

1983年奈良県立医大卒。横須賀共済病院呼吸器内科を経て〇年からひらの亀戸ひまわり診療所に勤務。石綿関連疾患の治療と予防に従事。

2005年の「クボタショック」以降、数年間は石綿（アスベスト）関連の報道が多かった。現在は報道の件数は減少したものの、実際には多くの課題が残っていると感じている。

石綿を巡っては、①新規石綿使用による吸入、②過去の石綿吸入による後年の健康障害の発生、③建築物等に膨大に残る既存石綿含有物質の廃棄過程までの飛散—の3つの課題があるとされている。

我が国では今年、石綿製品の生産が例外なく禁止された。今後は碎石で使用されている日本産蛇紋岩の自然起源石綿（Naturally Occurring Asbestos）、中国等から輸入される0.1%以上石綿含有鉱物と製品のチェック体

制不備による新規吸入が懸念されている。

患者が増加し続ける石綿関連疾患は今後数十年にわたる問題であるが、労災制度の改正、石綿健康管理手帳制度の充実、06年の石綿健康被害救済法の成立により、基本的な健康管理補償救済制度はできた。ただ、労災制度については都道府県間の運用の格差、石綿肺がんの労災認定基準の問題が残る。欧州では、原発性肺がんに罹患したとき1～10年の石綿ばく露職歴の証明があれば医学所見なしでも労災が認定されるが、我が国は現在も胸膜肥厚斑、石綿小体など医学所見重視の姿勢を続けている。

石綿健康被害救済法は08年と11年に2回の改正が行われ、厚労省の労災（特別遺族給付金）と環境省の特別遺族弔慰金の請求期限延長、子供たちへの支給等の隙間に当たる問題は解決された。しかし同法は緊急立法であり、中皮腫の患者遺族に約300万円の低額給付のみであるという課題が残されており、抜本的な改正が今後望まれる。

不十分な制度しかなかったのが、既存石綿の飛散問題だ。私は建設業の産業医として月1回現場巡視をする。05年以前は公的施主による除去工事が多かったため法律順守優先だったが、民間工事主体となったリーマンショック以降の除去工事は、発注者の解体費用削減もあり劣悪な状態となっている。人目に触れない改築解体現場で、法律に反した杜撰工事が街の建物内で繰り返され、今後中皮腫が増えるのではないかと危機感を覚える。

国土交通省が関与した調査者制度が今年には発足する予定と聞く。しかし、密室の石綿除去工事の改善には、公的な第三者が予告なしで立入調査をすることによる現場の可視化が欠かせない。環境省は今年から来年にかけて大気汚染防止法の改正を検討する方向だが、国交省との連携と有効な飛散防止対策の検討を望みたい。